

## さいたま市老人福祉施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

### 第1 通 則

さいたま市老人福祉施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### 第2 さいたま市老人福祉施設整備費補助金

（交付の目的）

- さいたま市老人福祉施設整備費補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき、社会福祉法人が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を推進するとともに施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

- 整備費補助金は、市が定める高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、老人福祉施設の整備を推進するため、次の施設を整備する事業を交付の対象とする。

施設の種類	設置根拠等	設置者	対象要件
○ 老人福祉施設			
ア 養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項	社会福祉法人	ア、イ及びウについては、ユニット型を基本としつつ、地域における実情も踏まえるものとする。 ウについては、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものとする。
イ 特別養護老人ホーム（定員30人以上の広域型に限る。）	老人福祉法第15条第4項	社会福祉法人	
ウ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	
エ 老人福祉センター	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	

（対象外）

- 整備費補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
  - 土地の買収又は整地に要する費用
  - 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
  - 職員の宿舎に要する費用
  - その他施設整備費として適当と認められない費用

(整備区分等)

5 「施設の整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととし、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図る。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに既存施設を解体撤去して新たに施設を整備（移転改築、一部改築を含む。）を行うこと（建築後30年以上経過し、改築を必要と認める施設の改築に限る。）。
大規模修繕	既存施設について、次に掲げる工事で補助対象経費の見積総額が1,000万円以上となる修繕をすること。 ① 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ② 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 ③ ①及び②以外の大規模な修繕で特に必要と認められる工事
改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型（これに準ずるものを含む。）に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。

(交付額の算定方法)

8 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、前年度以前から補助を受けている施設整備事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

ただし、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築及び改築については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 6 の表に定める施設の種類ごとに、別表 1-1 の第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄の定める種目ごとの第 3 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下「補助基本額」という。）の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 大規模修繕については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 6 の表に定める施設の種類ごとに、別表 1-1 の第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄の定める種目ごとの第 3 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額の 2 分の 1 の額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下「補助基本額」という。）の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(4) (1) 及び (2) について当該対象事業が複数の年度にわたる場合にあつては、別表 4 に定める当該年度の交付額割合における額を交付額とする。

別表 1 - 1

算 定 基 準  
(創設、増築、増改築、改築及び大規模修繕)

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合</p> <p>①創設、増築</p> <p>○ 省略</p> <p>②改築</p> <p>○ 別表 2 - 1 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額に、別表 3 の地域別係数を乗じて得た額に加え、既存施設の解体撤去に係る分として、別表 2 - 2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に既存施設の解体撤去部分に係る定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>③大規模修繕</p> <p>○ 別表 2 - 3 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 4 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表 2 - 1

## 補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・特別養護老人ホーム	3,700 千円	定員数
・養護老人ホーム	3,700 千円	定員数
・ケアハウス	3,700 千円	定員数

別表 2 - 2

## 補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・特別養護老人ホーム	740 千円	定員数
・養護老人ホーム	740 千円	定員数
・ケアハウス	740 千円	定員数

別表 2 - 3

## 補助基準単価

1 区 分	2 基 準 単 価	3 単 位
・特別養護老人ホーム	1,000 千円	定員数
・養護老人ホーム	1,000 千円	定員数
・ケアハウス	1,000 千円	定員数

別表 3

## 地域別係数

1 施設種別	2 整備区分	3 地域別係数	
		地域区分	係数
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築	市街化調整区域 A	0.86
		市街化調整区域 B	1.0
		市街化区域 A	1.2
		市街化区域 B	1.5

※ 地域区分は施設の行政区単位別整備率（施設を整備する区における補助対象初年度の前前年度末の特別養護老人ホームの竣工施設定員数を、当該年度の1月1日の総人口（住民基本台帳人口に外国人登録人口を加算したもの。）による当該区の65歳以上高齢者人口で除して算出する。）がそれぞれ1%以上の行政区における市街化調整区域を市街化調整区域A、1%未満の行政区における市街化調整区域を市街化調整区域B、1%以上の行政区における市街化区域を市街化区域A、1%未満の行政区における市街化区域を市街化区域Bとする。

別表 4

複数年度にわたる整備における交付額

1 施設種別	2 整備区分	3	
		工事進捗	交付額割合
老人福祉施設	創設、増築、改築、大規模修繕	初年度－着工	20%
		2年度－竣工	80%

※ 3年度以上にわたる工事の場合の交付額は、別途市長と協議すること。